

実施規約

この規約は、国土交通省の「公共工事等における新技術活用システム（以下、「新技術活用システム」という。）」に申請する新技術（以下、「申請技術」という。）の運用に関して、NETIS 登録の申請を行う民間事業者（以下、「NETIS 申請者」という。）及び直轄工事等への活用の申請を行う民間事業者（以下、「活用申請者」という。）が、申請及び活用において、遵守及び了承すべき事項等を定めたものである。NETIS 申請者及び活用申請者は、この規約に同意し履行することを確約して、申請書を提出するものとする。

I 共通 (NETIS 申請者)

- NETIS 申請者は、技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行なうことができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあっては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。であること。
- 「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。
- 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。
- 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- 「從来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。
- 「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているかまたは劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判定することをいう。

(NETIS の位置付け)

- NETIS に掲載する情報（以下「NETIS 掲載情報」という。）は、NETIS 申請者が提出する登録申請書類に記載されている技術的・経済性等に関する情報等（以下「申請情報」という。）及び国土交通省の直轄工事等における当該技術の活用に係る事前審査並びに活用を行った結果に基づく事後評価結果に関する情報等（以下「評価情報」という。）で構成するものである。
- NETIS 掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用に当たっての参考情報であること。

申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省及び地方整備局（北海道は北海道開発局（以下、「整備局等」という。）が主催する新技術活用評議会議（以下、「評議会議」という。）が評議等を行っているものではないこと。また、申請情報の NETIS 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS 申請者が行うものであり、国土交通省は如何の責任も有しないこと。

評議情報は、当該技術の活用を行った結果に基づく評議を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評議は変わりうるものであること。

新技術の活用は、現場毎の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、当該技術の活用の実施が保証されるものではないこと。

特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

（申請書類等及び申請技術）

13. 技術開発者による NETISへの登録申請受付は、原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く相談窓口において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。

14. NETIS 申請者は、複数の個人及び法人により申請する場合又は技術行使権原が複数のものにある場合は、申請技術に係る当事者の間の代表する者とすること。この場合、この規約に定めた NETIS 申請者に係る責任の全ては、代表する NETIS 申請者が負うこと。

15. 申請技術に知的財産権等が設定され、その権利を有する者（以下、「開発者」という。）が NETIS 申請者と異なる場合、NETIS 申請者は開発者の申請に係る同意書を申請書類に添付すること。

16. NETIS 申請者は、整備局等から NETIS 登録申請書類に係る追加資料等の提出やヒアリングの要請がある場合はその求めに応じること。申請窓口の求めに応じない NETIS 申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。

17. NETIS 申請者は、NETIS 登録に係る申請書類及び追加資料（以下、「NETIS 申請書類等」という。）の記載内容について全ての責任を負うものとし、NETIS 申請書類等の作成並びに提出に係る費用は NETIS 申請者の負担とすること。

18. 整備局等は、申請技術の活用に伴う事項を運用する際に、その検討を委託した者に NETIS 申請書類等の内容を示すことがある。

19. NETIS 申請者が提出する NETIS 申請書類は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる（個人情報は除く）。

20. NETIS 申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならぬ。また、提出された NETIS 申請書類は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる（個人情報は除く）。

21. 整備局等は、NETIS 申請書類の記載に不備が見つかった場合、相談窓口で受理した後であっても申請権利を取り消すことある。

22. 申請技術は、整備局等及び出先機関の事務所等が発注者となる工事等において、現場ごとの条件の適合性等に関して、NETIS 掲載情報に基く判断し活用を行うことがある。この場合、発注者及び施工者（当該工事等の受注者等をいう。また、工事請負契約書上の受注者をいう。以下同じ。）は、NETIS 上に公示された申請情報に施工管理及び品質管理等に係る特別な記載がある場合を除き、発注者及び施工者が標準的に用いる施工及び品質等の管理手法が適用できるものとみなす。なお、申請技術の活用を行なう工事等について、発注者と施工者が交わす請負契約書等はこの規約に優先するものとする。

23. NETIS 申請者は從来技術の設定にあたり、既存の NETIS 登録技術を参考に申請技術の比較対象とする従来技術を定め、申請窓口にその妥当性を示す根拠資料を提出し、確認を受けなければならない。

II 申請技術の活用

24. 新技術の活用は、「試行申請型」「発注者指定型」「施工者希望型」「フィールド提供型」「テーマ設定型（技術公募）」の5つの型を基本として実施する。

（試行申請型）

25. 試行申請型は、事後評価未実施技術（事後評価を実施していない技術をいう。以下同じ。）を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事前審査等の結果を踏まえて活用を行う型（発注者指定の場合）又は請負契約締結における施工者の技術提案申請に基づき、活用を行う型（請負契約締結後提案の場合）をいう。対象とする技術は、NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術（かし発生時の修繕が困難な技術等を除く。）であって、活用効果評価により、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上と評価される見込みがある技術とする。なお、「試行申請型」で一度試行調査を実施した技術については、「試行申請型」の対象外とする。

26. 評議会議は、事前審査を行うものとする。評議会議は、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的・経済性等の事項に関する確認を行う。評議会議（依頼を受けた場合の独立行政法人土木研究所等の関係研究機関（以下「関係研究機関」という。）を含む。）又は評議会議事務局は、NETIS 申請者に評議会議への出席を求めることがある。評議会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的・経済性等の事項に関する確認にあたり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることがある。

①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的・経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること
②技術開発者に対し、技術的・経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること
③建設技術の各分野における高い専門的知識を有する者等に対し、意見を聴取すること
④その他技術的・経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと

また、第三者機関（36項に規定する第三者機関をいう。）による技術審査証明を受けている場合には、評議会議は、その内容に基づき事前審査を行うことができる。

27. 整備局等は、事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、整備局等は、事前審査の結果を NETIS（評議情報）に登録し、公表するものとする。

28. 整備局等は、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、試行調査を実施する工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行調査時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行調査の実施場所等の調査項目等を記載するものとする。

29. 試行調査は、直轄工事等において技術の成立性等を確認するために行なう調査である。NETIS 申請者は試行調査計画に基づき実施する。試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

30. 発注事務所（工事請負契約書上の発注者をいう。以下同じ。）は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行調査の調査内容、調査方法等について、評議会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。

31. 試行申請型（請負契約締結後提案の場合）における活用の申請に際しては、施工者は NETIS 申請者と試行調査の実施等について協議を行うものとする。

32. 試行申請型（発注者指定の場合）において、発注事務所は、活用を行う工事等の発注に当たり、新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を活用の実施工事等の工事費に計上するものとする。

33. 活用の実施に必要な費用は、原則として活用を行う工事等の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用に当たって標準積算額を超える費用が生じる場合は、試行調査にかかる費用とみなす。NETIS 申請者の負担を原則とする。ただし、評議会議により画期的な技術と見込まれた技術又は評議会議が従来技術に比べ優れた効果が見込まれ標準積算額を超える費用負担について考慮すべきとした技術については、この限りではない。また、申請技術を用いることで標準積算額を下回る場合は適切な費用を計上する。

34. 試行申請型（請負契約締結後提案の場合）において、当該型による新技術活用が設計図書等で定められた事項に変更を伴う場合を除き、当初契約額の変更は行わない。

35. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者は施工者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評議会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的・経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行う専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者の負担とする。

36. NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い技術等の場合は第三者機関とする。）の確認を受けることができるものとする。また、調査費用は、NETIS 申請者の負担とする。ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第33条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三機関及び当該技術分野に精通する大学の専門家等をいう。

37. 整備局等は、事前審査で活用の実施が妥当と判断された技術（以下「実施技術」という。）について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、発注事務所に對し試行調査を実施する現場の照会を行い、受け入れ可能な現場より試行調査現場を選定する。また、施工者に對し試行調査現場の対象となつている技術の周知を行う。なお、試行調査現場の照会期間は、掲載期間中までとし、その期間内に該当する試行調査現場がみつからない場合は、試行調査実施を中止するものとし、その旨を NETIS 申請者に通知する。

38. NETIS 申請者は、発注者が活用工事等の設計図書の公示を行う前であれば、申請技術の活用中止を申し出ることができるものとするが、発注者が活用工事等の設計図書を公示した後は、活用申請者からの活用中止はできない。

（発注者指定型）

39. 発注者指定型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認又は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型（試行申請型、フィールド提供型又はテーマ設定型（技術公募）に該当する場合を除く。）をいう。

40. 発注事務所は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評議会議に對して事前審査を依頼することができるものとする。発注事務所又は評議会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的・経済性等の事項に関する確認にあたり、NETIS 申請者の同意を得て、26 項①～④の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

（施工者希望型）

41. 施工者希望型は、総合評価落札方式における技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型（総合評価落札方式における技術提案の場合）及び請負契約締結後における技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型（請負契約締結後提案の場合）をいう。

42. 施工者は、施工者希望型において申請技術又は NETIS 登録技術の活用を希望する場合、受注した工事等で申請技術の活用を行うことについて発注者の確認を得なければならない。また、発注者（本官契約による工事の場合は総括監督員とする。以下、「発注者」という。）の確認を示す書面を申請書類に添付すること。

43. 施工者希望型において申請技術の活用を行う場合、発注者と施工者が交わす請負契約書等はこの規約に優先するものとする。

44. 発注事務所又は評議会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的・経済性等の事項に関する確認にあたり、施工者の同意を得て、26 項①～④の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

45. 活用効果調査は、活用を行う工事等の施工者それぞれが行うものとする。なお、66 項における、活用効果調査及び活用効果評価の継続対象以外の新技術については、活用効果調査を行わないものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評議会議事務局を通じて関係研究機関に對して、安全性・耐久性等の技術的・経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行う専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者の同意の上で、施工者が評議会議を通じて関係研究機関に對して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。

46. 施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三機関に限る。）の確認を受けることができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

（ファイルド提供型）

47. フィールド提供型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体的なフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、広く技術開発者から技術提案の募集を行い、NETIS 申請者から応募された NETIS 登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

48. 整備局等は、現場ニーズ、行政ニーズを踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行なうものとする。

49. 評議会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たっては、26 項①～④の措置を行なうことができる。また、26 項①～④の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に對し、同意を得たうえで、負担を求めることができる。

50. 整備局等は、評議会議の技術選考等の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、インターネット等により、評議会議の技術選考等の結果を公表するものとする。

51. 整備局等は、原則として、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、提供するフィールドにおける活用工事等の規模・現地条件等の実施概要、活用時の調査項目・調査方法等の調査概要及び活用に当たって留意点その他の必要な事項を記載するものとする。

52. NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

53. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評議会議事務局を通じて関係研究機関に對して依頼を行う費用や試験の実施に伴う費用等の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者の負担とする。

54. NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、その調査費用は NETIS 申請者が負担するものとする。

（テーマ設定型（技術公募））

55. テーマ設定型（技術公募）は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める技術募集テーマ等を明確にしたうえで、技術を開発した民間事業者等から技術提案の募集を行い、応募された NETIS 登録技術を対象に、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

56. 本省が主催する新技術活用システム検討会議